

平成18年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 (第5号)

平成18年6月26日(月曜日) 午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長請願報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 常任委員長陳情報告
 - 第 6 質疑、討論、採決
 - 第 7 事務報告
 - 第 8 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長請願報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長陳情報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 議案の補足説明
- 追加日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第 5 発議案上程
- 追加日程第 6 提案理由の説明
- 追加日程第 7 質疑、討論、採決
- 日程第 7 事務報告
- 日程第 8 閉 会

出席議員（26名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹
13 番	日 下 昭 治	14 番	平 野 浩
15 番	林 俊 介	16 番	明 智 忠 直
17 番	林 一 雄	18 番	高 木 武 雄
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	向 後 和 夫
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎
23 番	鈴 木 正 道	24 番	神 子 功
25 番	伊 藤 鐵	26 番	林 一 哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	伊 藤 忠 良	助 役	重 田 雅 行
教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
病院事務部長	今 井 和 夫	管 理 者	増 田 雅 男
秘書広報課長	野 口 徳 和	総 務 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	高 埜 英 俊	企 画 課 長	江ヶ崎 純 敏
市 民 課 長	林 久 男	税 務 課 長	小長谷 博
保険年金課長	増 田 富 雄	環 境 課 長	浪 川 敏 夫
社会福祉課長	遠 藤 純 夫	健康管理課長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	高 齢 者 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	福 祉 課 長	島 田 和 幸
		農 水 産 課 長	
		都 市 整 備 課 長	

下水道課長	山崎健次	海上支所長	木内孫兵衛
飯岡支所長	佐久間俊雄	干潟支所長	木内國利
会計課長	宮本英一	消防長	佐藤眞一
水道課長	堀川茂博	庶務課長	在田豊
学校教育課長	多田清司	生涯学習課長	花香寛源
監査委員 長 事務局長	平野哲也	農業委員会 長 事務局局長	小田雄治
飯岡荘支配人	野口國男	病院事務次長	伊東一直

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	石毛健一
------	------	-------	------

開議 午前10時 3分

○議長（鈴木正道） おはようございます。

ただいまの出席議員は26名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（鈴木正道） 議案第1号から議案第8号まで及び議案第10号から議案第14号までの13議案と請願第1号から請願第3号までの請願3件並びに閉会中の継続審査の陳情3件と陳情第7号、陳情第8号の陳情2件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

日程第1、常任委員長報告。

各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 高橋利彦 登壇）

○公営企業常任委員長（高橋利彦） 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月12日の本会議において付託されました議案第2号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、専決処分の承認についての2議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月19日、午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第2号の主な質疑について申し上げます。

死後の処置料が2,100円から5,250円に改正することは、市民から見ると上がっても1割か2割程度と考えているところであるが、2.5倍にもなることから、市民に対してわかりやすく説明するにはどうすればよいかとの質疑では、従来、使用していた脱脂綿からシリコン製剤を使用することで値段は約4倍となり、手数料においても単純に考えると4倍近いものになってしまうことから、県内の病院を参考に一番低い料金で設定をしたとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり2議案とも全員異議なく原案どおり可決並びに承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年6月26日、公営企業常任委員会委員長、高橋利彦。

○議長（鈴木正道） 公営企業常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 向後和夫 登壇）

○建設経済常任委員長（向後和夫） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月12日の本会議において付託されました議案第3号、旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第7号、市道路線の変更について、議案第8号、市道路線の認定についての3議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月20日、午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第3号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、農業研修施設を無償譲渡するに当たり、建物と土地の所有権など地元区とどのような協議をされたのかとの質疑では、農業研修施設については、国の補助事業である農業構造改善事業により建築されたものであり、補助事業による財産処分においては、木造で24年を経過しないと譲渡できない制限がある。本施設においては、築26年以上を経過していることと実質的に集落で使用している施設の部分が大半であることから、地元の方々と協議して譲渡するに至ったものである。また、譲渡するに当たり、建物の所有が市から地元区

になることで土地の所有者とのトラブルが発生しないよう契約等の指導をしていきたいとの答弁がありました。

２点目として、譲渡した後の施設の修繕また改修等の維持管理はどうなるのかとの質疑では、維持管理については、200万円を限度に２分の１を補助するコミュニティ育成事業補助金制度があるので、採択基準の要件はあるが活用いただきたいとの答弁がありました。

次に、議案第７号及び議案第８号の主な質疑について申し上げます。

国の道路整備交付金をもってどのように道路整備が進捗されるのか、また交付金の額は試算されているのかとの質疑では、中央病院アクセス道の東西線については、道整備交付金を使い４年間で工事を終える予定である。今年度においては、設計や用地測量、土地購入を予定している。また、交付金については、全体事業費で１億8,000万円を予定しており、その２分の１が交付金となるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり３議案とも全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年６月26日、建設経済常任委員会委員長、向後和夫。

○議長（鈴木正道） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 一雄） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る６月12日、本会議において付託されました議案第１号、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、議案第４号、旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について、議案第14号、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての３議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る６月21日、午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。慎重に審査をいたしました結果、特に質疑等はなく、別紙報告書のとおり３議案とも全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

平成18年6月26日、文教福祉常任委員会委員長、林一雄。

○議長（鈴木正道） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林俊介議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 林 俊介 登壇）

○総務常任委員長（林 俊介） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月12日の本会議において付託されました議案第5号、財産の取得について、議案第6号、財産の取得について、議案第10号、専決処分の承認について、議案第11号、専決処分の承認について、議案第12号、専決処分の承認についての5議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月22日、午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第5号及び議案第6号についての主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、高規格救急自動車を飯岡分署に配置することで市内4か所すべてに配置することになり、また救急救命士も各4か所に配属をしたということで、これらの配備による効果があったかどうかとの質疑では、救命率の向上自体については大きな数値の変化はないが、救急救命士による心肺停止者に対する電氣的除細動処置や気道の確保等ができる。普通の救急隊員が実施できる範囲をさらに超えて、より高度な処置が可能となり、地域住民に対して安心できる体制が整ったとの答弁がありました。

次に、2点目として、入札において、業者は予算を見て大体の価格を予想しているのか、また本件の予定価格は幾らだったかとの質疑では、一定の数字は確認できないと思うが、消防自動車のように特殊な車両においては、装備や備品等も特殊で、個々の事情により必ずしも予算どおりにいくわけではない。また、予定価格については、税抜きで高規格救急自動車が2,985万7,000円、水槽付消防ポンプ自動車が9,256万1,000円であるとの答弁がありました。

次に、議案第10号についての主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、税源移譲された部分においては、市の責任において徴収することになると思うが、対応策はあるのかとの質疑では、税の納付においては、基本を自主納付としている。

納めない方については、催告後、財産調査を行い、差し押さえの予告をした上で差し押さえを行っている。今後も市の考え方としてこの姿勢を納税者の方に浸透していくことを考えているとの答弁がありました。

次に、2点目として、市税が増えることは、自由に使える財源が確保されたということであると思うが、使い道は決まっているのかとの質疑では、一般財源は、市税と地方交付税を1つのくくりとしており、市税が増える分地方交付税が減らされると考えるので、財源が増えるかどうかは今の段階ではわからない。また、一般財源の使い道については、地方交付税をもらっていない不交付団体であれば、自主的な財源として確保できる部分はあると思うが、当市は約半分が地方交付税で、残りの半分が市税という団体であることから、使い道はほとんどが決まっており、自由に使える部分としてはごくわずかなものであるとの答弁がありました。

次に、議案第12号について、主な質疑について申し上げます。

介護納付金の課税限度額8万円から9万円に改正されたことによる影響はどのくらいあるのか。また、限度額超過世帯はどのくらいあるのかとの質疑では、今回の改正においては、介護給付費の増加が見込まれる中で、税制改正にかかわる地方税法等の改正とともに、国保会計全体から考えていかなければならず、例えば、限度額を低く抑えれば超過する世帯にとっては負担が少なく助かることになる。低く抑えた分は他の被保険者に負担をしていただくことになる。限度額を超えるということは、ある程度の所得があると考えている。また、介護納付金分の限度額超過世帯の数は、平成18年度は450世帯が該当し、医療給付費分の限度額超過世帯数としては1,059世帯であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、このほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり5議案とも全員異議なく、原案どおり可決並びに承認すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

平成18年6月26日、総務常任委員会委員長、林俊介。

○議長（鈴木正道） 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各常任委員会委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（鈴木正道） 日程第2、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員、ご登壇願います。

○24番（神子 功） 私は、文教福祉常任委員会に付託されました議案第1号、議案第4号、議案第14号につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

初めに、議案第1号、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてであります。

この条例は、障害者自立支援法第15条の規定により、市町村に障害程度区分の審査判定業務を行う及び市町村の支給要否決定を行うに当たり、意見を聴くため審査会を置くこととして、今回、その審査会の委員の定数等を定めることとなっておりまして提案されたものでございます。

私は、本会議で定数10人とする根拠、委員の構成、審査会の開催や委員の任期等の考え方について質疑をいたしました。答弁としては、厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長が、各都道府県知事あてに平成18年3月17日付けで通知した市町村審査会の運営について、この内容の基本とすべき内容でありました。この条例が可決されますと、具体的な対応がされ、また細部にわたる必要な事項につきましては、市長が定めることとなるわけであります。

そこで、市当局にぜひお願いしたいことは、厚生労働省が障害者自立支援法について介護給付における障害程度区分のプロセスというもので示された内容があります。これを考えますと、約100項目ある介護給付の基本となる障害程度区分認定調査項目の調査が障害程度をどう判断するかということで大切になってくるわけであります。そこで、データはコンピュータに入力されると思います。ヒューマンエラーもヒューマンミスも発生することも考えられます。

したがって、審査会の委員の方々が障害程度区分に関する調査判定を行う際、間違った判定をすることなく、適正な判定がされるためには、基礎となるデータそして入力ミスが発

生しないようなそういう確認体制をとることが必要と考えるわけであります。ぜひ、このことにつきまして、市当局におかれましてはお願いをしたいということをもって賛成討論とするものでございます。

次に、議案第4号、旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について討論をさせていただきます。

この件につきましては、本会議で担当課長より、今回廃止となる青年館の場所、構造、面積そして設置年月等詳細な補足説明をいただきました。そこで、私は、旭地区で平成7年3月に所期の目的を達成したというような経過を念頭に置いての質疑をさせていただきました。

内容的には、今回、地元区からの要望により、無償譲渡することについて、無償譲渡するに至った経過。2点目は、各青年館が設置されている所在地の土地の所有権、名義がどうなっているか。3点目、各青年館の建物の所有権、名義はどうなっているか。さらに、今後の無償譲渡以後の修繕、改築については、行政と地元でどのような話し合いをされたかという内容のものでございました。

今回、同様の案件で建設経済常任委員会に付託された議案第3号、旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてがでございます。議案第3号は、私の所管する委員会でございますので、既に議論をさせていただいたところでございます。この2議案とも、結論的には所期の目的を達成したため、行政から地元へそれぞれ施設を無償譲渡して地元で有効活用してほしいということではなかったかと思います。

私が心配しておりますのは、補助整備事業として設置された施設が、地元区の要望があったから適正管理が見込まれるとして無償譲渡し、維持・補修等は地元で行うこと、2点目は土地建物の名義、特に建物の名義が変わることによる地権者等のトラブルは発生しないか、また発生したときどうするのかという点が心配でございました。今回、質疑によりましてわかったことは、地元は無償譲渡した後の修繕、改築等については、コミュニティ育成事業制度を活用して対応していくとのことの確認をさせていただきました。

市当局におきましては、無償譲渡される際、地権者あるいは建物のトラブルの発生がないよう、また維持管理につきましてもタイアップしていただきまして、ぜひこのことをお願いして賛成討論とするものでございます。

最後に、議案第14号、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について討論をさせていただきます。

この議案につきましては、使用料・手数料を改正するものでございます。いわゆる診療所

の使用料・手数料でございます。ちなみに、議案第13号、これについては、同様の案件が専決処分の承認について提案されているところでございます。しかも、13号、14号については、適用する期間が平成18年4月1日からとなっております。14号での補足説明で初診料等のことが現行より安くなるという説明もございました。この議案につきましては、平成18年厚生労働省告示第92号により算定した額の改正でございます。

こうしたことから、議案第13号、14号とも本来同じく専決処分で出ることが可能でございました。しかし、議案第14号については、新たに議案として提案をされたものでございます。平成18年厚生労働省告示第92号を受けているにもかかわらず診療所の担当者あるいは本庁における担当課として、どちらが先に手を挙げても、この問題につきましては、専決処分が出たのではないかというふうに考えられるわけでございます。

したがって、市民に直接関係がある今回の議案につきましては、安ければよいあるいは高かったらどうしようかという手数料の問題以前に、行政としてしかるべき措置がとられなかったことが問題点ではなかったか。いわゆる条例に反することではなかったかということとをまずご指摘を申し上げます。

さらに、これにつきましては、合併してよかったと言えるような行政のきめ細かなこれらの行政サービスということでは、やはり反省を促したい一人でございます。

今回、この議案につきましては、条例として定めなければいけない必要性がございます。そういった意味で、私はこの件につきましては、強く反省を促し、賛成討論とするものでございます。

なお、本定例会で気がついたこと2点について申し上げます。

第2回定例会で感じたことについては、本会議での補足説明が余りにも簡単になり過ぎてはいないか。所管委員会での報告事項のあり方について、質疑しなければ報告がないということであってはならないということも感じました。合併してそういうような状況が見受けられる傾向にあるかと思えます。

議会につきましては、定例会が年4回ございます。3月では予算審議、それを受けて6月、9月、12月と執行し、進捗状況が必ずあるわけであります。必要なものは必要なときに報告していただきたいということを強く感じるものでございます。いわゆる開かれた行政でなければならないと願うものであります。

以上、このことを強く要求いたしまして、私の討論を終わります。

○議長（鈴木正道） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

これより議案第1号から議案第8号まで及び議案第10号から議案第14号までの13議案について採決いたします。

議案第1号、旭市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

議案第2号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

議案第3号、旭市農業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

議案第4号、旭市青年館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

議案第5号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

議案第6号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

議案第7号、市道路線の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

議案第8号、市道路線の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

議案第10号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第10号は承認することに決しました。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第11号は承認することに決しました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

議案第13号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第13号は承認することに決しました。

議案第14号、旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長（鈴木正道） 日程第3、常任委員長請願報告。

常任委員長請願報告を行います。

文教福祉常任委員会に付託いたしました請願第1号、請願第2号、請願第3号の審査経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 一雄） 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る6月12日、本会議において付託されました請願第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択を求める請願について、請願第2号、国における平成19(2007)年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願について、請願第3号、地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書採択に関する請願についての請願3件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、6月21日付託議案の審査終了後、紹介議員と参考意見を聴取するために教育委員会から教育長、学校教育課長の出席をいただき、本請願の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、請願第1号及び第2号については、教育には予算を惜しまないで、子どもたちによい教育環境の場を与えることが必要であるという意見が出され、また請願第3号については、土地の価格など経済的な格差があるのだから地域格差が生じることは当然としながらも、格差による教職員の質や教育レベルの低下につながるおそれがあるとの意見が多く出され、結果、別紙報告書のとおり3請願とも全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

平成18年6月26日、文教福祉常任委員会委員長、林一雄。

○議長（鈴木正道） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する常任委員会委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（鈴木正道） 日程第4、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。討論なしと認めます。

これより請願第1号から請願第3号の3件について採決をいたします。

請願第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択を求める請願について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

請願第2号、国における平成19(2007)年度教育予算拡充に関する意見書採択に関する請願について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書採択に関する請願について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

◎日程第5 常任委員長陳情報告

○議長（鈴木正道） 日程第5、常任委員長陳情報告。

常任委員長陳情報告を行います。

第1回定例会で閉会中の継続審査と決しておりました陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号及び陳情第7号、陳情第8号の審査経過と結果について、各常任委員会の委員長の報告を求めます。

初めに、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 一雄） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

第1回定例会において、閉会中の継続審査と決しておりました、陳情第3号、医療制度の改善を求める陳情について、陳情第4号、国民健康保険制度の改善を求める陳情について、陳情第5号、介護保険制度の改善を求める陳情について、陳情3件について審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、6月21日付託請願の審査終了後、担当課長より本陳情の内容について説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、負担が軽く福祉が厚いことはよいことであるが、財政的な面と税の公平性からやむを得ないものであるとの意見が多く出され、結果、別紙報告書のとおり3陳情とも全員賛成で不採択と決しました。

以上のとおり報告申し上げます。

平成18年6月26日、文教福祉常任委員会委員長、林一雄。

○議長（鈴木正道） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 向後和夫 登壇）

○建設経済常任委員長（向後和夫） 建設経済常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る6月12日、本会議において付託されました陳情第7号、米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める陳情についての審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、6月20日付託議案の審査終了後、担当課長より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、輸入されないことによる牛肉の高騰という状況もあるが、BSE対策は消費者にとって大きな問題であり、食の安心・安全管理はまだ完全に守られていない状況にあるとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、陳情第7号については、全員異議なく採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年6月26日、建設経済常任委員会委員長、向後和夫。

○議長（鈴木正道） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、公営企業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 高橋利彦 登壇）

○公営企業常任委員長（高橋利彦） 公営企業常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る6月12日、本会議において付託されました陳情第8号、安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情についての審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、6月19日付託議案の審査終了後、担当課長より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、看護職員の配置基準で患者10人に対して1人以上とするなど、他の地域の状況を研究する余地があると思うが、医療制度改革法が国会で成立したばかりであるという事情と配置基準による人員確保は、大幅な人員増となることから、経営に及ぼす影響を考えなければならぬとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり陳情第8号については、全員賛成で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成18年6月26日、公営企業常任委員会委員長、高橋利彦。

○議長（鈴木正道） 公営企業常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する常任委員会委員長の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（鈴木正道） 日程第6、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。討論なしと認めます。

これより陳情第3号から陳情第5号までと陳情第7号、陳情第8号の陳情5件について採決をいたします。

陳情第3号、医療制度の改善を求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

陳情第4号、国民健康保険制度の改善を求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、陳情第4号は不採択と決しました。

陳情第5号、介護保険制度の改善を求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、陳情第5号は不採択と決しました。

陳情第7号、米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める陳情について、建設経済常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、陳情第7号は採択と決しました。

陳情第8号、安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改

善を求める陳情について、公営企業常任委員会委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(鈴木正道) 全員賛成。

よって、陳情第8号は不採択と決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時14分

○議長(鈴木正道) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第1 議案上程

○議長(鈴木正道) 本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第15号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての1議案であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木正道) 配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。議案第15号の1議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木正道) ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、議案上程。

議案第15号の1議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（鈴木正道） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議いただくことといたしました。議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第15号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、教育委員会委員1名が8月18日をもって任期満了となりますので、その後任を任命するに当たり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。

私は、赤座修氏が適任と考え、提案するものであります。何とぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木正道） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 議案の補足説明

○議長（鈴木正道） 追加日程第3、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第15号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 増田雅男 登壇）

○総務課長（増田雅男） 議案第15号について、補足説明を申し上げます。

本案は、現教育委員であります渡邊幸俊氏が8月18日をもって任期満了となりますので、その後任の教育委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりあらかじめ議会の同意を求めるものであります。

旭市教育委員会委員に任命したい方は、旭市鎌数526番地にお住まいの赤座修氏、昭和26年2月22日生まれの方でございます。赤座修氏は、青少年相談員、体育指導員等々を歴任され、人格が高潔で教育に関し識見を備えられた教育委員会委員にふさわしい方であります。

なお、同法に規定する欠格事項及び兼職の禁止並びに地方自治法に規定する兼業の禁止については、抵触していません。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 総務課長の補足説明は終わりました。

◎追加日程第4 質疑、討論、採決

○議長（鈴木正道） おはかりいたします。議案第15号は、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は直接審議することに決しました。

追加日程第4、質疑、討論、採決を行います。

おはかりいたします。本議案は、人事案件でございますので、質疑、討論を省略し採決いたします。

議案第15号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、議案第15号は同意することに決しました。

◎追加日程第5 発議案上程

○議長（鈴木正道） 本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における平成19(2007)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、発議第3号、地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書の提出について、発議第4号、米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策

を求める意見書の提出について、発議第5号、合併に伴う県議会議員選挙区見直しを求める決議の提出についての5発議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。発議第1号から発議第5号までの5発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第5、発議案上程。

発議第1号から発議第5号までの5発議案を一括上程いたします。

◎追加日程第6 提案理由の説明

○議長（鈴木正道） 追加日程第6、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号、発議第2号、発議第3号について、林一雄議員、ご登壇願います。

（17番 林 一雄 登壇）

○17番（林 一雄） それでは、発議第1号、発議第2号、発議第3号について提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

国においては、「三位一体」改革の論議の中で、2005年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われた。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については、2分の1から3分の1に縮減するというものであった。政府は、教育の質的論議をぬきに、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から対象項目をはずし、一般財源化してきた。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりではなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

続いて、発議第2号、国における平成19(2007)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

国における平成19（2007）年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、教育基本法に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てるという重要な使命をおっている。しかし現在、日本の教育は、「いじめ」「不登校」をはじめ、いわゆる「学級崩壊」、さらには少年による凶悪犯罪、経済の二極化による、失業者の増加により授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、総合的な学習の時間実施や選択履修の拡大に伴う経費等の確保も急務である。千葉県及び県内各市町村においても、ゆとりの中で子どもたち一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国から財政的な支援等の協力が不可欠である。しかし、平成18（2006）年度の文部科学省所管の一般会計予算は、前年度比10.5%マイナスとなっている。県、市町村への地方交付税交付金も削減されている。豊かな教育を実現させ

るためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること

- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編成基準数を改善すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持することや就学援助に関わる予算を拡充すること

- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること

- ・子どもの安全と豊かな学習を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額すること など

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

続いて、発議第3号、地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書の提出について提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書（案）

昨年12月5日、千葉県人事委員会は、県職員・教職員の給与構造の見直しについて勧告を行った。その内容は、基本給の引き下げ等、賃金水準を大幅に引き下げるものであった。

調整手当に替わって新設された地域手当については、県内を8%支給地域と5%支給地域とに二分し、3%の格差を設けるものとなった。この地域手当の支給は、平成22年までに完成するとされており、今年度は県内を5%、3%、2%支給地域に三分割している。

教職員は、県内56市町村すべてに勤務している。しかし、地域手当の格差支給により、同様な職務を遂行しているにもかかわらず、年収で大きな差が生じるという事実が発生している。これにより、教職員の不公平感が増すばかりではなく、円滑な人事異動や教職員採用へ

の影響も懸念される。ひいては、地域による教育の水準格差も生じかねない。近隣においても、神奈川県や静岡県、山梨県は県内一律支給となっている。

よって、千葉県内の地域手当を全県一律支給とし、格差を早期に是正することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、千葉県知事、千葉県人事委員会委員長あてでございます。

以上でございます。皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 林一雄議員の提案理由の説明は終わりました。

続いて、発議第4号について、向後和夫議員、ご登壇願います。

（20番 向後和夫 登壇）

○20番（向後和夫） 発議第4号、米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書（案）

日本政府は平成17年12月12日に、アメリカ・カナダ産牛肉の輸入再開を決定し輸入が再開されました。しかし、本年1月20日にアメリカから輸入された牛肉にSRM（特定危険部位）の脊柱が混入していたことが発見されたことから、再び輸入が停止しました。米国産牛肉等は、検査体制や特定危険部位の除去、肉骨粉の飼料への使用などの飼料規制、生産・流通履歴が不明確であるなど、日本に比べてBSE（牛海綿状脳症）対策は極めて不十分なままとなっています。

よって、国においては米国産牛肉の拙速な輸入再々開を行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を図るため、下記事項を重点課題として対応されるよう強く要望する。

記

1. 米国産の牛肉等に対するBSE対策について、下記のような問題点があることから、これらに対する改善措置が明確にならない段階での拙速な輸入再々開を行わないこと。

①米国では、と畜される牛でBSE（牛海綿状脳症）検査を行っているのは極めて少ないこと。

②生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢の判定が正確に出来ず、目視による骨化や肉質の状況での月齢判定では誤差を生じさせること。

③特定危険部位の除去では、日本はすべての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、米国は30ヶ月齢以上の牛に限られていること。

2. 国内のBSE（牛海綿状脳症）対策について

①アメリカ・カナダ産の牛肉等の再評価を行うこと。その際には日本で実施されているBSE（牛海綿状脳症）対策である、全頭検査、トレーサビリティ、全頭からのSRM（特定危険部位）の除去、肉骨粉の禁止を基準に評価すること。

②輸入時の検査体制を強化し、最大限の検査を行うこと。

③消費者の選択権を確保し食の安全を実現するため、牛肉を使用した外食、中食、加工品等すべてに原料原産地表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条により、意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、食品安全担当大臣あてでございます。

以上でございます。皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 向後和夫議員の提案理由の説明は終わりました。

続いて、発議第5号について、林俊介議員、ご登壇願います。

（15番 林 俊介 登壇）

○15番（林 俊介） 発議第5号、合併に伴う県議会議員選挙区見直しを求める決議の提出について提案理由を申し上げます。

本発議案については、決議の案文を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

合併に伴う県議会議員選挙区見直しを求める決議（案）

私たちは、構造改革の流れの中で、地域の自立と行財政基盤拡充に向けて住民の合意を得ながら、自分たちの住む地域全体のことを思い合併にこぎ着けたわけである。

合併後の新しいまちづくりにおいては、早急に地域住民が一体感を抱き、地域の将来に誇りと愛情を持てるようなまちづくりが求められており、新市に課せられた責任は重大なものがある。

こうしたまちづくりにも関連の深い県議会議員は、常に地域の代表として県議会の場において、その重要な役割を果たしているところであるが、平成17年2月定例会の県議会で可決された「千葉県議会議員の選挙区の特例に関する条例」は、合併して実体のなくなる旧市町村単位を基本とする選挙区から議員を選出することや、合併後の市町村を分轄し選挙区を設定することなど、県議会議員と地域住民との一体感を著しく損なうものと強く憂慮する。

また、市町村合併の形態はさまざまであり、市と郡内町村の合併や郡域を越えた合併など、地域の実情に合わせた形で合併が進められたことにより、これまでの郡市の構成が大きく変化しており、県議の選挙区の原則となっている郡市の区域によるという制度的な部分において既に破綻しているのが現状である。本市においても、平成17年7月1日より1市3町が一体となったが、現行条例で県議会議員選挙を行うとすれば、県議の選挙区が旧旭市、海上郡、香取郡と3つの郡市が混在し、同じ市民でも、旧干潟町住民においては、地域に直接関係のない候補者に票を投じることになり、有権者の選挙制度に対する不信感を招き、ますます選挙離れを引き起こすことが懸念される。

よって、千葉県議会議員の選挙区については、地域住民の一体感の醸成による市町村の健全な発展と地域実情に即した選挙の実施のため、合併後の市町村を基本単位とし、来春に執行される一般選挙から新しい合併後の選挙区とすることを強く要望する。

以上、決議する。

皆様方のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（鈴木正道） 林俊介議員の提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第7 質疑、討論、採決

○議長（鈴木正道） おはかりいたします。発議第1号から発議第5号までの5発議案は、委員会付託を省略し、直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は、委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

追加日程第7、質疑、討論、採決を行います。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

発議第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

発議第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

発議第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

発議第5号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 質疑なしと認めます。

以上で、発議案の質疑は終わりました。

これより発議第1号から発議第5号までの5発議案について一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木正道） 討論なしと認めます。

これより発議第1号から発議第5号までの5発議案について採決をいたします。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

発議第2号、国における平成19(2007)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

発議第3号、地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、発議第3号は原案どおり可決されました。

発議第4号、米国産牛肉の拙速な輸入再々開は行わず、BSE（牛海綿状脳症）の万全な対策を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、発議第4号は原案どおり可決されました。

発議第5号、合併に伴う県議会議員選挙区見直しを求める決議の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木正道） 全員賛成。

よって、発議第5号は原案どおり可決されました。

◎日程第7 事務報告

○議長（鈴木正道） 日程第7、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 増田雅男 登壇）

○総務課長（増田雅男） 篤志寄附を受納しましたので、報告いたします。

1、豚肉200キログラム（15万円相当）を、旭市第三学校給食センターの学校給食用賄材料として、旭市南堀之内720番地1、農事組合法人高木畜産様、旭市鎬木2267番地、有限会社菅井物産様、旭市入野896番地6、有限会社菅谷ファーム様、旭市南堀之内8番地2、有限会社ブライトピック千葉様の方々より、平成18年3月8日受納いたしました。

1、豚肉200キログラム（15万円相当）を、旭市第二学校給食センターの学校給食用賄材料として、旭市入野896番地6、有限会社菅谷ファーム様、旭市南堀之内8番地2、有限会社ブライトピック千葉様の方々より、平成18年3月22日受納いたしました。

1、豚肉211.8キログラム（19万円相当）を、旭市第三学校給食センターの学校給食用賄材料として、旭市南堀之内10番地、干潟町養豚組合様より、平成18年3月23日受納いたしました。

1、金14万1,000円を旭市立ゆたか保育所備品購入費として、旭市大塚原1187番地、豊友

会様より、平成18年4月10日受納いたしました。なお、この団体は、豊畑地区内にあるゴルフの愛好団体でございます。

1、金100万円を旭市立飯岡小学校音楽備品購入費として、旭市口の829番地、伊藤實様より、平成18年5月2日受納いたしました。なお、この方は、元小・中学校教諭でございます。

1、リフト付ワゴン車1台（21万円相当）を、外出支援サービス用車両として、旭市横根3520番地、社会福祉法人旭市社会福祉協議会様より、平成18年5月18日受納いたしました。

1、絵画1点（150万円相当）を、庁舎の備品として、東京都葛飾区堀切7丁目11番3号、椎名保様より、平成18年6月9日受納いたしました。なお、この方は、市内袋地区出身の画家でございます。

1、金30万円を社会福祉費寄付金として、旭市清和甲691番地6、株式会社エステート・プロデュース様より、平成18年6月12日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（鈴木正道） 事務報告は終わりました。

◎日程第8 閉 会

○議長（鈴木正道） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成18年旭市議会第2回定例会を閉会いたします。

長期間にわたりまして、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時47分